



ちょっと待って!

その相続税対策、本当に必要ですか？

必要なのは「相続税対策」ではなく「相続対策」です！

タワーマンション節税、アパート建築、養子縁組…巷で話題になっている相続対策、その多くが相続「税」対策であることはご存知でしょうか。相続対策を「税金」の観点から実行すると、相続人間で争いやトラブルの原因となるケースが少なくありません。

私たちひまわり税理士法人では、お客様ご本人やご家族がいつまでも幸せに、笑顔で暮らせることを目指し、「相続税対策」ではなく本当に必要な「相続対策」をオーダーメイドでご提案いたします。

こんな方！まずはご相談ください。

- 我が家も何が相続対策をしなければいけないのかしら？
- すでに相続対策をしたが、本当にこれで大丈夫なのが専門家見てもらいたい
- 相続対策が必要なのかどうか、診断してもらいたい
- まずは相続税額がどのくらいかかるのか、シミュレーションしたい
- 業者に節税対策の商品を勧められているのだけれど…



あなたの
お宅の

相続対策診断を行います！

すでに相続が発生されている方

相続税の申告期限は10ヶ月。しかし実際は10ヶ月があっという間に過ぎてしまいます。特に不動産を売却したり相続放棄を検討する場合、相続発生後すぐ動き始める必要があります。



ひまわり税理士法人なら、**相続税申告**のみならず

遺産分割サポート **不動産売却サポート** **相続財産の名義変更サポート**など、相続発生後もお客様の安心を実現します。

お早めに
ご相談
ください

上場株式・投資信託・債券などの金融資産を多くお持ちの方

親御様が金融資産を多く持たれている方

金融資産にも相続対策があります。また、相続発生後に金融資産をどうするのかという問題もあります。



ひまわり税理士法人では、金融資産運用に精通した代表社員 公認会計士・税理士 足立武志をはじめとしたメンバーが適切なアドバイス・フォローを行います。ぜひ一度ご相談ください。

初回ご相談は無料です。お気軽にご連絡ください。

ひまわり税理士法人

〒105-0012 東京都港区芝大門1-6-11 芝大衛ビル2階
<http://www.souzoku-himawari.or.jp>



お問い合わせは
コチラ



03-5473-7561



mail@souzoku-himawari.or.jp



代表社員 公認会計士・税理士 足立武志